

小牧市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 4 3 号

小牧市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

小牧市建築基準法施行細則（昭和５７年小牧市規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第３号中「第１３７条の１２第６項又は第７項」を「第１３７条の１２第１１項又は第１２項」に改める。

附 則

この規則は、令和７年１１月１日から施行する。